



Title	＜資料紹介＞「春日楽書」断簡二葉について
Author(s)	中原, 香苗
Citation	語文. 2013, 100-101, p. 127-138
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70914
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「資料紹介」 「春日楽書」断簡二葉について

中原 香苗

はじめに

春日大社に、平成二十一年より個人蔵の鎌倉期写の楽書断簡二葉が寄託されている。調査の結果、これらは、現在重要文化財に指定されている「春日楽書」の一部であることが判明した。「春日楽書」は、南都興福寺属の楽人伯氏に伝えられた一群の楽書で、『楽所補任』二巻とともに伝存し、『高麗曲』『輪台詠唱歌外楽記』『舞楽古記』『舞楽手記』『楽記』のあわせて五巻が伝わっている。いずれも鎌倉期の書写になるものである^①。

断簡は現在の「春日楽書」には欠落している部分で、一方は平安時代の天仁元年(一一〇八)から鎌倉時代後期の弘長二年(一二六二)に至るまでの楽人の補任を記した『楽所補任』、もう一方は舞楽曲「羅陵王」の楽譜(舞譜)を中心にした『舞楽手記』の一部である。

後述するように、両断簡の内容は、現在の春日大社蔵本(以下、

春日本と略称)には欠けているが、「春日楽書」の他の伝本には存在するため、その本文はある程度類推することが可能であった。だが、春日大社に蔵される原本には欠落していると思われる部分があった箇所が出現したことで、他の伝本に拠るしかなかった部分が、現物によって検証可能になったことの意味は大きい。

本稿では、この断簡二葉の内容を紹介し、それぞれが『楽所補任』『舞楽手記』のどこに位置するのかを明らかにし、これら断簡の出現によって解決できる何点かの問題にふれておきたい。

一 「楽所補任」断簡について

まず、『楽所補任』断簡(写真1)について述べるが、その前に春日大社蔵の『楽所補任』についてふれておく^②。同社蔵の『楽所補任』は、卷子本二軸、法量は縦二九・五糎、一紙おおよそ五〇糎内外、一紙の行数は一七・二〇行である。料紙は楮紙で、漉き返しに紙に雲母引き、紙数三六紙。末尾の一紙を除く上巻すべ

てと下巻の寛元二年（一二四四）の年記までは、縦横に墨界を引き、上下を十三段に区切る。上巻末尾の一紙および下巻寛元二年の年記の次行以降は、天地の横界と縦界線のみを引いている。

上巻末尾に、

嘉禎二年〔丙申〕正月 日、書写之。

五十二年之間補任料紙三十五枚。

との識語を記す。

上巻は、天仁元年から保元三年（一一五八）、下巻は平治元年（一二五九）から弘長二年に至る一五五年間の補任を記している。各年のはじめに通し番号を付すが、上下巻とも巻首・巻末が欠損しており、上巻冒頭の「天仁元年・二年条の全文と三天永元年（一一一〇）前半部分、上巻末尾の五十保元二年条後半部分、五十同三年条全文、下巻巻首の五十二平治元年条前半部分、下巻末尾の弘長二年条全文などが欠けている。

これらのうち、下巻巻首部分を除く箇所は他の伝本に存在し、

本文を復原することが可能であった。⁽⁴⁾
本断簡は、春日本残存部分と他の伝本との比較により、上巻末尾の保元二年条後半部分・同三年に相当すると判断される。
断簡の法量は、縦二九・三糎、横四八・六糎。春日本に比して縦の寸法が短い、料紙の下端の文字が切れている箇所があることからすると、料紙の下が切られたものかと推察される。料紙は楮紙で、漉き返しの紙に雲母引き。縦横に墨界を引き、上下を十三段に区切っている。四八・二糎の箇所紙継ぎがあり、これ以降〇・四糎ほどの料紙は縦界線のみである。断簡全体の本文は十九行存する。
料紙の寸法・状態、ならびに界線の引き方が春日本『楽所補任』と同じであるので、これのツレと認められる。断簡の紙継ぎ以降の料紙が異なる点については、後にふれることにする。
以下に、春日本上巻末尾の保元元年以降の本文を掲出し、ついで断簡の翻刻本文をあげる。

◆春日本

* 圏点・鈎点などはすべて朱筆であるので、朱筆の注記はしなかった。以下、同様。

（朱）四九〇保元元年〔丙子〕

○左近将監光時〔五位／左二〕○雅楽允時秋^{（朱）}笙^{（朱）}二属小部清兼十一月廿八日任

○左近府生行則 光近 助種三月四〔日〕任

○右近将曹元秋 忠節^{（朱）}右一 成方 ○右衛門志好方

○右兵衛志公廉 へ則元〔六月廿四日／中風〕○内舍人元賢 忠光

○左近府生行時 季時 へ光秋〔月日卒／年〕是光 光久 光行

兼次 則近 種方 光助 行近

○右近府生清貞 光元 正光 為持

○左衛門府生節行 近元 元延 末正筆築 為近 兼則筆築

則広 近成 国友 宗清 為成 貞成

(朱) 五十〇同二年(丁丑)

○左近將監光時(五位/左一) ○雅楽允時秋笙一

○左近將曹行則 光近 助種

○右近將曹元秋 忠節右一 成方 ○雅楽属清包笛

○右衛門志好方 ○右兵衛志(公廉(九月日卒/年) ○内舍人元賢 忠光

* 「府生」を見せ消ちして「(朱) 將曹」。

◆断簡《翻刻》

○左近府生行時 季時 光秋 是光 光久 光行

兼次 則近 種方 光助 行近

狛光景(四月廿日任/光時孫) 小部清近(月日任/清延孫)

○右近府生清貞三鼓 光元笙一 正光筆築 為持笙

○左衛門府生節行 近元 元延 末正筆築 為近 兼則筆築

則広 近成 為近 国友力コ 宗清三鼓 為成

貞成

(朱) 五十一〇同三年(戊寅) (朱) 二条院御宇

○左近將監光時五位 貴新二 散位時秋(正月十日朝觀行幸賞/叙五位 笙一)

○右近將監忠節(正月十日朝觀行幸賞任/右一) ○左兵衛尉光近(五月廿九日任内教防/妓女舞師賞)

○左近將曹行則 助種 ○右近將曹(元秋(八月十三日卒/年) 成方

○雅樂屬清包 ○左衛門志伯光好〈六月七日任 光時孫也 朝親行詔賞／則康入道男 年十五〉

○右衛門志好方 ○内舍人元賢 忠光 多近久〈月日任元武者所／近方二男〉

○左近府生行時 季時 是光 光久 光重還任 光行

兼次 則近 種方 光助 行近 光景

清近 助正

○右近府生清貞 光元 正光 為持

○左衛門府生節行 近元 元延 末正 為近 兼則

則広 近成 国成

これを見ると、断簡の本文八行目に「五十一」「同三年」とあるので、この箇所は、春日本で通し番号「五十」と付された保元二年条の後半七行分と、保元三年条であると推測される。欠脱のない伝本の上野学園大学日本音楽史研究所蔵『楽人補任』（享保二年（一七一七）大神行真写）、春日本の模写本である同所窪家旧蔵『補任』上巻の該当部分と比較すると、本断簡は、確かに保元二年条後半と保元三年条全文であると思われる。

さらに、右に掲げた春日本と断簡とが連続しているとみなして、元年と二年に記される人物を一覧してみると、死去した者、新しく任官した者を除き、記される人物は、序列までほぼ一致していることがわかる。⁽⁵⁾そうすると、本断簡は、春日本の保元二年条の残存部分に直接つながるものと認めてよいだろう。

本断簡の末尾は縦界線のみの料紙であるが、これは先の引用部分に続く春日本上巻最末尾の、識語が記された料紙と同じである。

これらのことから考えると、本断簡は、春日本の保元二年条残存部分と、識語部分の間に位置するものと判断される。

すると、本断簡の出現によって、春日本『楽所補任』上巻末尾の欠落箇所は、原本によって確認可能になったことになる。たとえば、他の伝本の本文で不審な箇所があった場合、それがもともと春日本にあったものなのか、あるいは春日本を書写した際のもののなか、といった点を明らかにすることができるようになったのである。

そうした例を、二点指摘しておきたい。まずは、断簡の五行目と六行目に記される「為近」についてである。『楽所補任』によると、これは「紀為近」という右方の舞人で、久安元年（一一四五）に左衛門府生に任じられ、応保元年（一一六一）に没していることが知られる。

同じ人物が、昇進などにより同年に二度記されることはあるも

の、その際は何らかの注記が施されることが普通であり、「為近」には何の注記もないことからすれば、どちらかの記述が誤りである可能性が高い。

春日本で前年の記事を見ると、「為近」の左衛門府生中の序列は五位であることがわかる。応保元年に没するまで彼がこの位置にあったことからすれば、保元二年条でも、左衛門府生中の五位にあたる五行目の記述が正しく、六行目は誤りかと推察される。

他の伝本でも「為近」が重複して記されていることから、春日本でこのような形になっていたのではないかと、との推定はこれまでも可能であったが、保元二年条を欠く春日本では確認のしようがなく、後者の「為近」が誤りである、と断定することはできなかった。本断簡により、春日本でも「為近」が二度記されていることが明確になったのである。

春日本の親本でどのように記されていたのかは不明だが、嘉禎二年（一二三六）に春日本が書写された段階で、「為近」は重複して記されていたことが判明する。

もう一点、断簡本文末尾の「国成」という人物に注目したい。この人物は、『楽所補任』では保元三年条にのみ登場するが、管見の限り、該当する人物を見いだせない。

ある人物が、『楽所補任』の一五五年にわたる記録の中で特定の一年にだけ記される、というのもあり得ることであろう。実際、保元三年に記される人物のうち、「国成」のほかにも左近府生末尾の「助正」は、この年にのみ記載されている。⁶しかし、この二

名を除く三九名が複数年以上登場していることから考えれば、一年だけ記載される人物はそう多くはない、と推測される。

ここで、前年の保元二年条の同じ箇所を見ると、「国成」ではなく「国友」とある。この「国友」は、『楽所補任』によれば、久安六年（一一五〇）に左衛門府生に任じられて以降、長寛元年（一二六三）まで登場する「六人部国友」であるが、ここで問題にしている保元三年条にのみ名前が見えない。すると、保元三年条末尾の「国成」は、保元三年にのみ登場する、伝未詳の「国成」とするよりも、保元三年を除く十三年間記載される「国友」の誤りと考えるのが妥当ではないかと思われる。

先の場合と同様、他の伝本でも「国成」と記されているため、おそらく春日本の段階で「国成」とあったのではないかと、この推測は可能であったが、ここでも本断簡により、春日本の本文を確かめられることとなった。つまり、春日本の親本での記述は不明ながら、少なくとも春日本では、「国成」とあることが確認されるのである。

このように、他の伝本に拠る限り、その伝本を書写した段階の誤りか、あるいは春日本の時点でのものなのか判断のつかなかった問題が、本断簡により、写本での誤写ではなく、春日本の段階でそのような形であったことが明確になった。

二 『舞楽手記』断簡について

次に、もう一方の断簡（写真2）について述べる。こちらは、

「春日樂書」中の『舞樂手記』の一部である。『舞樂手記』は、前述のように、舞樂曲「羅陵王」の舞譜を中心に記した樂書である。

断簡について検討する前に、春日大社蔵の『舞樂手記』について記す。同社蔵『舞樂手記』は、卷子本一軸、法量は縦二九・六糎。紙数は十六紙で、一紙の長さは一定しない。料紙は楮紙。天に三条、地に一条の横界と縦界線を引く。現在は別紙により料紙の天地が補強されており、全体の寸法は、縦三二・三糎である。

一方、断簡の法量は、縦二九・六糎、横五〇・三糎で、四五・九糎の箇所紙継ぎがある。天に三条、地に一条の横界と縦界線が引かれている。別紙での補強により、天地の寸法は縦三二・三糎となっており、十九行分の本文が記されている。

料紙の寸法、界線、補修の状態などが『舞樂手記』と同じであることから、本断簡は『舞樂手記』のツレであると認められる。

春日本『舞樂手記』には、「羅陵王」の舞譜が記されているが、この樂曲の構成は、建暦二年（一二二二）の奥書をもつ宮内庁書陵部蔵〔羅陵王舞譜〕⁸⁾によると、「乱序」一帖・「轉」二段・「噴序」二段・「祢取」・「荒序」八帖・「入破」二帖とからなっている。このうち「乱序」は六段からなり、第五段・第六段はさらに三段

に分かれている。

春日本は冒頭を欠き、現在は、「乱序」第六段の第二段から始まっている。一方、春日本を書写したと思われる寛文六年（一六六六）写の独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵『荒序譜』（以下、内閣本と略称）⁹⁾・豊氏本家蔵『荒序舞譜』（以下、豊家本と略称）¹⁰⁾には、春日本よりも若干多く、乱序第五段の第二段からの本文が存在する。¹¹⁾両本により、春日本には欠けている「乱序」第五段の第二段・第三段、第六段の第一段の本文が知られる。

内閣本は行取りや欠損箇所まで春日本に忠実に書写しており、豊家本も行取りこそ異なるものの、春日本の欠損箇所を示すなど、両本ともに親本に忠実な書写態度である。したがって、両本ともに書写された時点での春日本の欠損の状態をうかがわせるものといえる。

そこで次には、断簡の本文と、行取りまで春日本に忠実な内閣本冒頭の、本断簡に相当する箇所の全文を掲出する。内閣本の二重傍線部は、断簡本文では破損などにより文字の確認ができない箇所である。なお、春日本では内閣本引用箇所の次行より本文が存在する。

◆断簡《翻刻》

突〈左右〉手右下左膝突（一）（一）（膝）突替右下左（一）

西向天右桴懸右肩左印懸□（肩）右桴懸右（肩）〈左右〉足縮（一）

南向天小踊〈右足前／左足後〉居右膝突・左伏肘打右桴膝突以桴右

上見如書日手□□本左伏肘^{腰突}伏肘（^ハ）

下左膝^{突替}左^下右膝^{突替}右^下左膝^{突替}・立（^ハ式□キ）

桴末^{サウ}右手上桴本^{サウ}左手下如雙龍舞急随拍子早頻^ハニ

南寄^天北廻向^{ウツシ}後尻走（左右）手（左右）腰付^{天上見}

第三段

北向^天如初桴出^懸前走居（右膝突／如以前）・平躍^天諸去（^ハ）

左肩^{右膝突替}以印懸^{右肩}左膝^{突替}以桴懸^{左肩}

右膝^{突替}・立時^{異躍}向^天前走（踏走立々／漸起也）小躍（右足踏／左足跳）右足跂^天

左伏肘打時以桴腰突^睥天桴伏肘ト違後見（還）^天（^ハ）

成^天右廻寄^天北向^{天下}天上見

第三段^六（号少膝卷 常舞之／初段也）

北向^天如大膝卷前走居（右膝突／如以前）・以桴舞台地立^{左腰付}

以桴右上見桴崎^{天上}又^{如本桴立}・又小躍居（右膝突／左足袍□□□）西（躍）

向諸去肘又小躍打覆已上^{午居躍也}立^天如北向居（^ハ）

左伏肘右腰付西見樣如書日手如本直^天伏肘^{天下}以右桴地

布突^{天立}

*「ハ口伝ニ躍乍居」との傍書。

◆内閣本

突（左右）手右下^{左膝突}——^{左膝突替}右下^{左膝突}——

西向^天右桴懸^{右肩}左印懸^{右肩}右桴懸^{右肩}（左右）足縮

南向^天小踊（右足前／左足後）居^{右膝突}左伏肘打^{右桴腰突}以桴右

上見如日書手「——本左伏肘^{腰突}伏肘——」

「（紙継ぎ）」

下左膝突替左下右膝突替右下左膝突替立——

桴末右手上桴本左手下如雙龍舞急随拍子早頻ニ

南寄天北廻向後尻走〈左右〉手〈左右〉腰付天上見

第三段

北向天如初桴出懸前走居〈右膝突／如以前〉平躍天諸去——

左肩右膝突替以印懸右肩左膝突替以桴懸左肩

右膝突替立時巽躍向天前走〈踏走立々／漸起也〉小躍〈右足踏／左足跳 右足跂天

左伏肘打時以桴腰突睥天桴ト伏肘ト違後見還天「」本

成天石廻寄天北向天下天上見

第三段〈号少膝卷 常舞之／初段也〉

北向天如大膝卷前走居〈右膝突／如以前〉以桴舞台地立左腰付

以桴右上見桴崎天上又如本桴立・又小躍居〈右膝突／左足袍——〉西躍

向諸去肘又小躍打覆已上乍居躍也立天如北向居——

左伏肘右腰付西見様如書目手如本直天伏肘下天以右桴地

布突天立

*「へ口伝ニ躍乍居」との傍書。

両者の本文を比較すると、行取りは一致し、内閣本では書写時点での春日本の破損箇所が朱筆の「一」で表されているが、破損箇所を除けば本文も同じであることがわかる。すると、本断簡は、内閣本および豊家本の冒頭箇所にあたることを判明する。

現在の春日本が、内閣本の右の引用箇所次行から存在することを勘案すると、断簡の本文末尾は、春日本冒頭にそのまま接続

することになる。つまり、本断簡は、これまで欠落のために本文が確認できなかった、春日本『舞楽手記』の冒頭箇所であると認められる。

また、本断簡の存在により、これが少なくとも内閣本が書写された江戸初期の段階では、春日本冒頭に存在していたことがわかる。ただし、断簡も「乱序」第二段の途中から始まっているため、

「（一オ）」

「（一ウ）」

これより前の箇所は、江戸初期の時点ですでに失われていたと推察される。

ここで、断簡と内閣本の本文をもう少し詳しく見てみよう。内閣本の二重傍線部に着目すると、断簡では文字が欠けている、または判読しにくい箇所が、内閣本の書写時点では判読できていた箇所が複数あることがわかる。

たとえば断簡二行目中央の「左印」に続く文字は「懸□（肩）」となっていて、破損により判読しにくくなっているが、内閣本では明確に「懸右肩」と記されており、内閣本が書写された江戸初期の春日本の状態を知ることができる⁽¹²⁾。

次に、『楽所補任』断簡で検討したように、他の伝本では判断のつきにくかった問題についてふれておく。

たとえば、断簡の十四行目に「第三段」の「三」を朱筆の点で見せ消し、小字で「六」と記した箇所がある。この箇所は「羅陵王」の「乱序」第六段に当たるのだが、前段の「乱序」第五段のうちの「第三段」に引きずられたのか、誤って「第三段」と書いたものを「六」と訂正しようとしたと考えられる。この箇所を内閣本・豊家本によって確認すると、内閣本では「第三段」の右に朱筆で「六」とあり、豊家本では見せ消しはなく、「第六段」と記されている。

内閣本・豊家本に拠って春日本の本文を類推するしかない状態でも、断簡に見られるように、春日本で「三」を訂正して「六」としていただろうことは推測できる。しかし、もともと春日本

には、豊家本のように「第六段」とあったのを、内閣本での書写の際に書き誤ったものではないか、という可能性も捨てきれない。この箇所は、本断簡では「三」を見せ消しして「六」と訂正しているため、春日本では「三」を「六」と訂正していたことが確認できる。すると、内閣本は春日本の形をそのまま記したものである。豊家本は、春日本の訂正後の本文を採用したと判断できるのである。

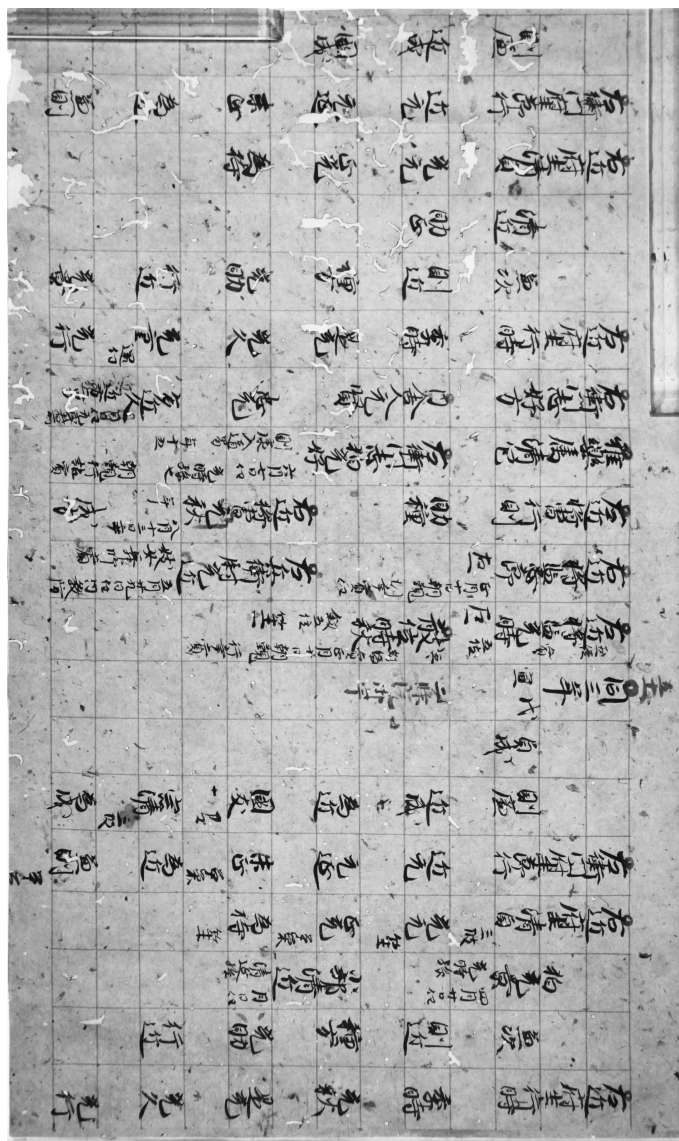
おわりに

以上、春日大社に寄託されている断簡二葉を紹介し、それぞれが「春日楽書」中の『楽所補任』『舞楽手記』の一部であることを明らかにした。本断簡の出現により、これまで他の伝本によって春日本の状態を推測するしかなく、明確な判断ができなかった部分が、春日本それ自体である断簡の本文によって確かめることができるようになった。

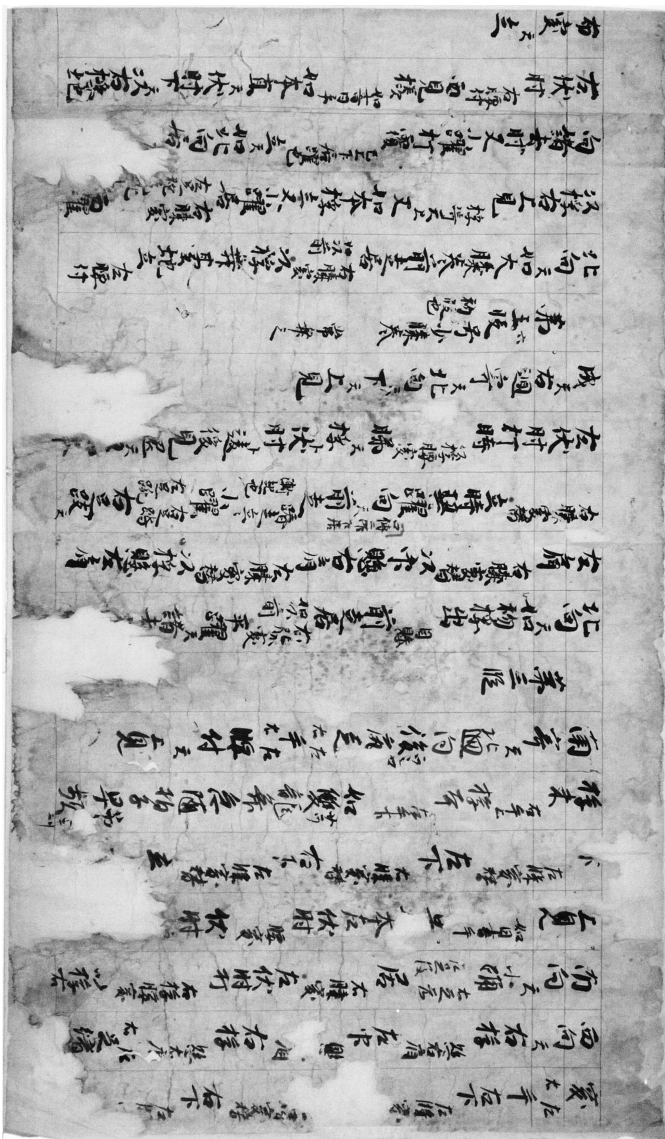
『楽所補任』断簡により、『楽所補任』の上巻は、巻首部分を除いて春日本の本文を確認できるようになり、また『舞楽手記』断簡によって春日本の冒頭部分が明らかになったことは、「春日楽書」を研究するうえで重要なことといえよう。

末筆ながら、貴重な資料の調査・翻刻をご許可いただきました御所蔵者様に心よりお礼申し上げます。また、資料の閲覧・調査にご協力くださいました春日大社、上野学園日本音楽史研究所は

じめ諸機関に感謝いたします。



・写真1 『築所補任』断簡



1

「春日楽書」については、『日本古典音楽文献解題』（講談社昭和六二年）、「春日楽書」項は福島和夫氏執筆）、平出久雄氏「楽所補任私考」（『東洋音楽研究』二、昭和十二年）、福島和夫氏

「楽人補任」とその逸文について」（『日本音楽史叢』和泉書院、平成十九年、初出昭和五三年）、「狛近真の臨終と順良房聖宣」（同書、初出昭和五十七年十一月）、第十回特別展観題目録「中世の音楽資料―鎌倉時代を中心に―」（上野学園日本音楽資料室）

(現上野学園大学日本音楽史研究所)、昭和六一年、櫻井利佳氏「春日大社蔵(楽記)について、付 紙背(打物譜) 翻刻」(二松学舎大学21世紀COEプログラム「雅楽・声明資料集 第二輯」、平成十九年)等参照。

(2) 『楽所補任』については、前掲注(1) 平出久雄氏・福島和夫氏論考、上野学園日本音楽資料室第五回特別展観「日本音楽資料展出陳目録」(上野学園日本音楽資料室、昭和五四年)、上野学園創立八十五周年記念展観「音楽相承系譜と楽人補任記」(同上、平成元年)、神田邦彦氏「舞楽手記」筆者・成立考 付「楽所補任」の筆跡について(磯水絵氏編「論集 文学と音楽史 詩歌管絃の世界」和泉書院、平成二五年)等参照。

(3) 翻刻に際しては、原則として旧字体は通行の字体とし、適宜句読点を付した。改行位置は/で示し、()内は割注、虫損による欠字は□、欠損箇所は相当字数分を()で表す。残画による推定は()で示し、判読不能字は「 」とした。以下、同様。

(4) 『楽所補任』の伝本については、福島和夫氏前掲注(1)『「楽人補任」とその逸文について」に詳しい。なお、同論文では、福島氏による春日日本の欠落箇所指摘および上下巻巻首の逸文推定案が示されている。

(5) 保元元年・二年の相違点としては、保元元年に死去した右兵衛志(尾張) 則元が二年には見えないこと、保元二年には新しく「左近府生」に任官した柏光景・小部清近が登場していること、保元元年に雅楽属に任じられた小部清兼(清包) が兩年で記される場所が異なっていることがあげられる。なお、春日日本の保元元年条で没したと注記される「光秋」が、保元二年条にも登場しているのは不審だが、他の伝本でも「光秋」は保元二年条にも記されている。また、保元二年の左衛門府生の五番目と九番目に「為近」が記されているのも不審だが、この点については後述する。

(6) 『尊卑分脈』によれば、白河・鳥羽両院の下北面であった藤原宗康の子に「助正」がいる。

(7) 『舞楽手記』については、福島和夫氏前掲注(1)「伯近真の臨終と順良房聖宣」、神田邦彦氏前掲注(2) 論考、「春日大社蔵『舞楽手記』検証―『舞楽手記』諸本考―」(『日本漢文学研究』五、平成二二年)、岸川佳恵・神田邦彦氏「春日大社蔵『舞楽手記』 翻刻 付解題」(『日本漢文学研究』五、平成二二年)、拙稿「秘伝の相承と楽書の生成(1)―『羅陵王舞譜』から『舞楽手記』へ―」(『詞林』四四、平成二〇年)等参照。

(8) 『羅陵王舞譜』については、拙稿「宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』考―『教訓抄』との関連について―」(池上海一氏編「論集 説話と説話集」和泉書院、平成十三年)、「宮内庁書陵部蔵(羅陵王舞譜)―解題と翻刻―」(『日本伝統音楽研究』一、平成十六年)参照。なお、宮内庁書陵部において本舞譜は『陵王荒序』と称されているが、譜の内容から「羅陵王舞譜」と呼称する。

(9) 『楽書部類』(特一〇二乙・七) 一二冊のうち、第十冊。

(10) 豊家本については、前掲注(7) 神田氏論考に詳しい。

(11) 春日日本、内閣本、豊家本の関係については、前掲注(7) 神田氏論考参照。

(12) なお、内閣本では、欠落を示す朱線に重ねて破損箇所の春日日本の文字の残画をそのまま表そうとしたかと思われる箇所があるが、翻読できないため、引用本文四行目・十二行目のように「 」で示した。

付記 本稿は、平成二五年度JSPS科学研究費補助金(25370248)による研究成果の一部である。

(なかはら・かなえ 神戸学院大学准教授)